

臨時教育委員会議案等の概要

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
専決第13号	<p>1 件 名 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案等に対する同意の専決について</p> <p>2 提案理由等 令和6年第1回茨城県議会定例会に提出するため、上記条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、知事から意見を求められたが、特に緊急を要するため教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、専決をもってこれに同意したので報告するもの。</p> <p>3 内 容 (1) 改正の趣旨 人事委員会の勧告等を踏まえ、在宅勤務等手当の新設等、所要の改正をするもの。 (2) 改正の概要 在宅勤務等手当の新設 一定の期間以上継続して、1月当たり10日を超えて自宅等で勤務する職員に対し、月額3,000円を支給する。 (3) 施行日 令和6年4月1日</p> <p>4 説 明 課 総務企画部総務課</p>	資料 番号 ①